

## 5 第 66 条の 13《特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例》関係

### 【改正の概要】

令和 5 年度の税制改正において、特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の見直しが行われた。

- (1) 制度の対象となる特定株式に、購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式で、その取得によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の 50%を超える議決権を有することとなるものであること等一定の要件を満たす株式が追加された（措法 66 の 13①）。
- (2) 増資特定株式について、一の出資により取得した増資特定株式の取得価額の上限が 50 億円（改正前：100 億円）に引き下げられた（措法 66 の 13①一）。
- (3) 次の株式が、本制度の対象となる増資特定株式から除外された（措規 22 の 13③）。

イ 特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の 50%を超える議決権を有している法人がその特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式

ロ 特別新事業開拓事業者の株式につき本制度の特別勘定を設けている又は設けていた法人がその特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合（その取得によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の 50%を超える議決権を有することとなる場合を除く。）におけるその取得をする株式